

青森公立大学学則

平成21年4月1日

規程第1号

改正	平成23年	3月規程第	7号
改正	平成24年	3月規程第	2号
改正	平成27年	3月規程第	15号
改正	平成27年	3月規程第	22号
改正	平成31年	3月規程第	1号
改正	令和2年	3月規程第	4号
改正	令和6年	3月規程第	5号

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条・第2条）

第2節 組織（第3条―第9条）

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学年限及び学生定員（第10条）

第2節 学年及び休業日（第11条・第12条）

第3節 授業（第13条・第13条の2）

第4節 履修方法及び卒業（第14条―第22条）

第5節 入学、休学、復学、留学、転学、転学科、退学、再入学及び除籍（第23条―第34条）

第6節 賞罰（第35条・第36条）

第7節 学部教授会（第37条）

第8節 厚生施設（第38条）

第9節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生（第39条―第43条）

第10節 入学検定料、入学料及び授業料（第44条）

第11節 公開講座（第45条）

第12節 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 青森公立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野におけ

る学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学における教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部学科)

第3条 本学に次の学部を置く。

経営経済学部

2 前項の学部に次の学科を置く。

経営学科、経済学科、地域みらい学科

3 前項に規定する経営学科、経済学科、地域みらい学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営学科は、現代が組織社会であることを踏まえ、21世紀の課題である地球環境問題を視野に入れ、自然環境を含むさまざまな環境と経営のあり方を明らかにし、人間と資金の問題に重点を置いた経営戦略上の課題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 経済学科は、社会・経済の発展に貢献する気概の育成と現実の的確な観察を教育の基盤に据え、広い視野から複雑な経済問題を自らの力で考える能力と現実的課題を経済分析手法によって解明し、かつ解決策を立案できる能力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(3) 地域みらい学科は、地域のみらいを創るために必要な知識と知恵、技能を結集して行動する能力の養成を通して、進取の精神に立ち、地域の創造性発揮の場とし、人々と信頼関係を築き、新たな社会を切り拓くことのできる人材の育成を目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携センター)

第6条 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際芸術センター青森)

第7条 本学に国際芸術センター青森を置く。

2 国際芸術センター青森に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第9条 本学に学長、学部長、研究科長、図書館長、地域連携センター長、教授、准教授、講師、研究員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、本学に副学長を置くことができる。

3 その他本学の組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学年限及び学生定員

(修業年限、在学年限及び学生定員)

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することができない。

3 学生定員は、次のとおりとする。

経営経済学部経営学科	入学定員	125人
	収容定員	500人
経営経済学部経済学科	入学定員	130人
	収容定員	520人
経営経済学部地域みらい学科	入学定員	45人
	収容定員	180人

第2節 学年及び休業日

(学年及び学期)

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春期休業

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

- 2 前項第3号から第5号までに掲げる休業の期間については、年度の初めに学長が定める。
- 3 教育上の必要があるときは、休業日にかかわらず講義等を行うことができる。

第3節 授業

(授業科目)

第13条 本学の授業科目は、経営学科及び経済学科についてはアカデミック・コモンベーシックス、専門科目、教養科目、キャリア教育科目、卒業研究科目及び教職課程科目とし、地域みらい学科についてはアカデミック・コモンベーシックス、専門科目、教養科目、キャリア教育科目及び卒業研究科目とし、授業科目名及び単位数は、別に定める。

- 2 前項の授業科目の履修に必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第4節 履修方法及び卒業

(履修届出)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目をあらかじめ届け出て、学長の承認を得なければならない。

(試験)

第15条 授業科目の学修修了の認定は、試験等の成績評価による。

- 2 試験の種類及び実施方法については、別に定める。
- 3 成績評価の基準及び方法については、別に定める。
- 4 試験の成績の判定基準については、別に定める。

(単位)

第16条 試験に合格した者に、その授業科目所定の単位を与える。

(単位の基準)

第17条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から30時間までの範囲内で授業科目ごとに定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業所要単位)

第18条 学生は、別に定めるところにより合計130単位以上を修得しなければならない。

2 第13条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第19条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を修得し、所定の単位を修得し、かつ所定の成績評価を得た者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が卒業を認める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の授業科目を修得し、所定の単位を修得し、かつ優秀な成績評価を得た者については、本人が希望した場合において学長が特に認めるときは、当該者に係る卒業に要する在学期間を半年又は1年短縮することができる。

3 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学等における既得単位等)

第21条 他の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位については、学長が特に必要と認めるときは、60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第22条 学部長は、3年次又は4年次に在籍する学生で、本学大学院の授業科目のうち一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、あらかじめ研究科長と協議の上、本学の学部及び本学大学院の双方において教育上支障がないと認められる場合に限り、別に定める範囲内において、本学大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により本学大学院の授業科目を履修した場合における修得単位は、本学学部で修得したものとみなす。ただし、第18条に定める卒業に要する所定の単位には算入しないものとする。

第5節 入学、休学、復学、留学、転学、転学科、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第24条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
(入学の志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに本学に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学者の選考は、別に定めるところにより、これを行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料及びその他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第28条 前条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(休学及び復学)

第29条 休学の理由が生じたときは、学生証を添え、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1学期以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認める場合には、引き続き休学を許可することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第30条 外国の大学又は短期大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て

留学することができる。

2 第20条第2項の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第1項の留学の期間は、在学期間に算入することができる。

(転学等)

第31条 他の大学への入学又は転学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第32条 学内で他の学科に転科を志願する学生があるときは、学部長は、学部教授会の意見を徴した上で、転学科を許可することができる。

(退学及び再入学)

第33条 やむを得ない理由により本学を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 所定の成績評価を得られない者については、成業の見込みがないものとして、退学を勧告する。

3 前2項の規定により本学を退学したものが再入学を願い出たときは、選考の上、学部教授会の意見を徴した上で、学長がこれを許可することがある。

4 再入学の許可に当たっては、目的、動機及び基礎学力等が十分であることを条件とする。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

(1) 第10条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(3) 督促を受けてもなお履修届を提出しない者

(4) 成業の見込みのない者

(5) 第29条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

第6節 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 学部教授会

(学部教授会)

第37条 学部、学部教授会を置く。

- 2 学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 厚生施設

(厚生施設)

第38条 本学に、学生及び教職員の厚生のために必要な施設を置く。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で一又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項の科目等履修生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第40条 本学の学生以外の者で一又は複数の科目を聴講しようとするものがあるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとするものがあるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第42条 本学の教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生等に関する事項)

第43条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 入学検定料、入学料及び授業料

(授業料等の徴収)

第44条 入学検定料、入学料及び授業料の徴収については、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成21年規程第4号）の定めるところによる。

第11節 公開講座

(公開講座)

第45条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 雑則

(委任)

第46条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（平成21年青森地域広域事務組合規則第1号）による廃止前の青森公立大学学則（平成4年青森地域広域事務組合規則第3号）の規定に基づきなされた履修、入学の許可、休学、留学その他の行為で、当該行為に係る者が施行日以後に本学に在籍することとなる場合における当該行為は、この学則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 別表第1の規定は、平成18年度以後に入学した者について適用し、平成17年度までに入学し、継続して在学する者及び同年度までに入学し、平成18年度以後に再入学した者に係る授業科目については、青森公立大学学則の一部を改正する規則（平成18年青森地域広域事務組合規則第3号）による改正前の青森公立大学学則（以下「改正前旧学則」という。）別表の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正前旧学則別表に規定する授業科目の内容が別表第1に規定する授業科目の内容と同一のとき又はこれに代わるものとして認められるときその他相当の理由があると認められるときは、同表に規定する授業科目の履修をもって改正前旧学則別表に規定する授業科目を履修したものとみなす。

5 前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

6 別表第2の規定に基づく教職課程の修得は、平成21年度以後に入学した者について行うものとする。ただし、同表に掲げる科目の履修については、同年度前に入学した者であっても行うことができる。

附 則（平成23年規程第7号）

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の青森公立大学学則（以下「新学則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成23年度以後に入学する者について適用し、平成22年度までに入学し継続して在学する者及び同年度までに入学し平成23年度以後再入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程による改正前の青森公立大学学則（以下「旧学則」という。）別表第1及び別表第2に規定する授業科目の内容が新学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目の内容と同一のとき又はこれに代わるものとして認められるときその他相当の理由があると認められるときは、新学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目の履修をもって旧学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目を履修したものとみなす。
- 4 前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

附 則（平成24年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程22号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正後の青森公立大学学則（以下「新学則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成27年度以後に入学する者について適用し、平成26年度までに入学し継続して在学する者及び同年度までに入学し平成27年度以後再入学した者については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この規程による改正前の青森公立大学学則（以下「旧学則」という。）別表第1及び別表第2に規定する授業科目の内容が新学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目の内容と同一のとき又はこれに代わるものとして認められるときその他相当の理由があると認められるときは、新学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目の履修をもって旧学則別表第1及び別表第2に規定する授業科目を履修したものとみなす。
 - 4 前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

附 則（平成31年規程1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この変更による変更後の青森公立大学学則別表第2の規定は、平成31年度以後に入学する者について適用し、平成30年度までに入学し継続して在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規程第4号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の規定は、令和3年度に入学する者から適用する。

（経過措置）

- 2 令和3年度から令和5年度までにおける収容定員は、改正後の青森公立大学学則第10条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営学科	515人	510人	505人
経済学科	520人	520人	520人
地域みらい学科	165人	170人	175人

附 則（令和6年規程第5号）

（施行期日）

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。